

介護保険負担限度額認定の申請のご案内

特別養護老人ホームなどの介護保険施設やショートステイを利用する方の食費や部屋代については、本人負担が原則ですが、本人及び世帯全員(世帯分離をしている配偶者を含む)が市民税を課税されていない人で、一定額以上の預貯金等をお持ちでない人については、「介護保険負担限度額認定申請」を行うことで、負担軽減を受けることができます。

● 保険負担限度額認定を受けることができる方は、以下の要件を満たす方です

利用者負担段階	収入要件	資産要件
第1段階	生活保護受給者	預貯金等の要件なし
	本人及び世帯員全員が住民税非課税である 老齢福祉年金受給者	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	世帯員全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 650万円(夫婦で1,650万円)以下
第3段階①	世帯員全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 550万円(夫婦で1,550万円)以下
第3段階②	世帯員全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	預貯金・有価証券等の金額の合計額が 500万円(夫婦で1,500万円)以下

※住民税非課税世帯でも、世帯分離中や内縁関係の配偶者が住民税課税者である場合は、介護保険負担限度額認定の対象とはなりません。

※第2号被保険者の方については、資産要件は一律1,000万円(夫婦で2,000万円)以下です。

● 保険負担限度額認定を受けた場合の1日当たりの費用(令和6年8月から)

利用者負担段階	居住費				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額になります。

● 申請に必要なもの

1 介護保険負担限度額認定申請書 ※裏面(同意書)も記入が必要

2 預貯金額等確認できるもの

① 預貯金の場合:通帳のコピー

- ・ 銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページと申請日の直近2か月以内の残高がわかるページ
- ・ 定期預金のページ

② 有価証券、定期預金証書の場合:証券会社や銀行の口座残高のわかるもののコピー

※ 配偶者がいる場合は、配偶者の預貯金額等確認できるものも必要です。

※ 必要に応じて金融機関へ照会する場合があります。

● 注意事項

- ・ 介護保険負担限度額認定証の有効期限の開始日は、申請書及び必要書類が全てそろい、市で正式に受理した月の1日からとなります。
- ・ 審査結果及び認定された場合の「介護保険負担限度額認定証」等の発送に、2週間ほどお時間をいただいております。

問い合わせ
提出先

羽島市役所 高齢福祉課 介護業務係

058-392-1111 (内線 2553・2554)